奈良県公安委員会告示第８１号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０８条の３２の２第１項の規定に基づき、平成２３年７月２８日をもって、次のとおり運転免許取得者教育の認定をしたので、同条第２項の規定に基づき公示する。

平成２３年８月１９日

奈良県公安委員会

委員長　菊　池　　攻

認定をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	運転免許取得者教育に使用する施設の所在地	運転免許取得者教育の課程の区分	運転免許取得者教育の課程の名称
名称：ジレン株式会社 住所：大和高田市大字大谷７５８番地 代表者：竹村郡徳	高田自動車練習所	大和高田市大字大谷７５８番地	運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成１２年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第１条第３号に掲げる課程（７０歳以上７５歳未満）	（７５未満）シニア講習
			規則第１条第３号に掲げる課程（７５歳以上）	（７５以上）シニア講習

			規則第１条第６号に掲げる課程（７０歳未満）	（７０未満）更新時講習
			規則第１条第６号に掲げる課程（７０歳以上７５歳未満）	（７５未満）更新時講習
			規則第１条第６号に掲げる課程（７５歳以上）	（７５以上）更新時講習